

# 緊急保全対策工の評価報告書(仮称)の記載方針と項目について

## 1. 評価報告書の記載方針（案）

中間評価後のモニタリング調査は、中間評価時に成果が得られなかった項目と経過観察が必要な項目についてのみ実施されている。

そのため、評価報告書のとりまとめは、5年間のモニタリングによる“中間評価の成果”と中間評価後の5年間のモニタリング結果を含めた“10年間の評価”に分けるとともに、学識者による見解を盛り込んだ“総括”からなる構成とする。

とりまとめにあたっては、中間評価の知見について、

“よりはっきりしたところは補強する”

“はっきり言えなかったことがはっきり言えるか”

の視点によるものとする。

### 【構成（案）】

- 中間評価の成果
  - A. 5年間のモニタリング結果でわかったこと
- 10年間の評価
  - B. 中間評価後5年間のモニタリング結果で、Aについて、よりわかったこと
  - C. 中間評価で分からなかったことや当初考えていなかったことが、10年間継続したモニタリングの結果でわかったこと
  - D. 中間評価で分からなかったが、10年間継続したモニタリングの結果でもわからなかったこと
- 総括
  - ① 緊急保全対策工に関する知見を含めた10年間の評価とりまとめ
  - ② 評価検討会委員による総括（評価・今後の見通し等）

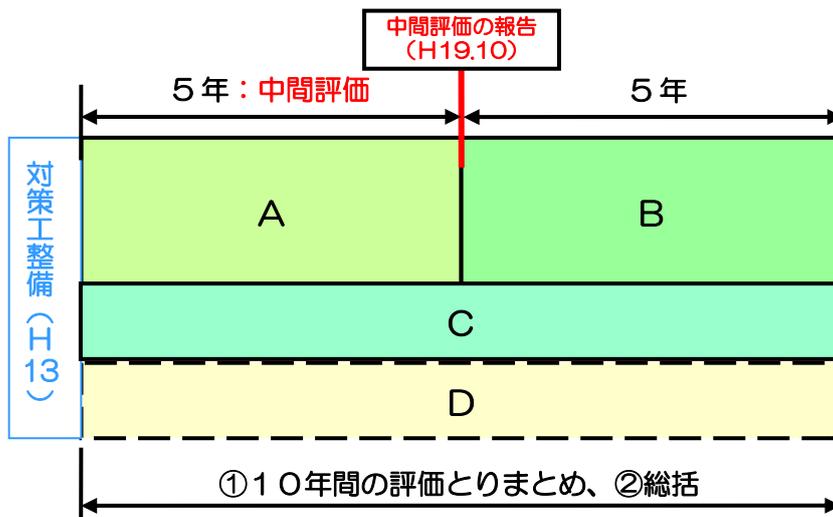


図. 構成（案）イメージ

## 2. 評価報告書の記載事項（案）

### （1）中間評価の記載項目（参考）

#### はじめに

#### 第1章 これまでの湖岸植生帯の緊急保全対策の検討経緯

##### 1. 1. 霞ヶ浦の湖岸植生帯の緊急保全対策検討の経緯

#### 第2章 湖岸植生帯の緊急保全対策の考え方

##### 2. 1. 緊急保全対策検討の背景

（1）湖岸植生帯減退の状況

（2）湖岸植生帯減退の要因

##### 2. 2. 緊急保全対策の考え方

（1）緊急保全対策の目的と再生イメージ

（2）減退要因から考えられる有効な対策の検討

（3）対策と構造タイプ

（4）植生の復元手法

#### 第3章 緊急保全対策工の整備

##### 3. 1. 各地区の再生目標と採用工法の考え方

##### 3. 2. 整備施設の一覧

##### 3. 3. 設計条件の整理

（1）外力

（2）土質条件

（3）地形条件：湖底勾配、設置水深

（4）施設の配置計画について

#### 第4章 モニタリング調査

##### 4. 1. モニタリング項目

##### 4. 2. 仮説体系および仮説の評価視点毎のモニタリング結果

#### 第5章 緊急保全対策の中間評価

##### 5. 1. 評価の視点整理

##### 5. 2. 知見のまとめ

（1）生育場に関する知見

（2）生物の生息・生育状況に関する知見

##### 5. 3. 順応的管理の実施状況

（1）沿川住民の参加による植栽および管理活動

（2）沿川住民の参加による順応的管理活動

##### 5. 4. 得られた主な知見の総括

##### 5. 5. 評価と課題の抽出

#### 第6章 今後の方針

##### 6. 1. ワンド、粗朶消波工に関する今後の方針

##### 6. 2. 霞ヶ浦湖岸植生再生技術指針（案）の作成に向けて

#### おわりに

### （2）中間評価項目以外に必要なとりまとめ事項（案）

#### 1）生物の生息改善について

生物の生息場において、水鳥の増加などの生物多様性の観点から、緊急保全対策の植生回復により生物の生息が改善されたか評価する。

（その確認のために、H24 に鳥相・繁殖利用、魚産卵の生物利用調査を実施）

【今年度の現地視察時の見解に関する項目】

#### 2）緊急保全対策工の効果（知見）

緊急保全対策工は、霞ヶ浦における湖岸植生対策を実施していない箇所と比較し、対策を実施した効果を考察する。

（比較可能な調査結果のみ実施）

【第12回評価検討会の見解に関する項目】

#### 3）湖岸植生帯の保全・再生対策の総括（学識者の見解）

評価報告書の内容を10年間の成果としてより充実するために、委員の各専門の立場からの“10年間の知見・評価”、“この先の見通し”についてまとめる。

【今年度の現地視察時の意見交換時による事項】

#### 4）その他として（参考資料の公開）

今後、霞ヶ浦の湖岸植生帯の保全・再生における整備および他の湖沼での適用に参考となる資料について記述する。

・“霞ヶ浦の湖岸植生帯の保全・再生に関する手引き（案）”を今後の整備に反映する。

・“緊急保全対策工設計およびモニタリング資料集”をそのデータを今後の湖岸植生帯の保全・再生に寄与するために、学識者等が活用できるように公表する。

【第10回評価検討会の見解（長期間に亘って実施した湖岸植生帯のモニタリング結果は貴重）に関する事項】